

(写)
5 西総総第 922 号
令和 5 年 11 月 16 日

西東京市監査委員 岡 村 保 彦 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 藤 田 美智子 殿

西東京市長 池澤 隆史
(公印省略)

令和 4 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について (通知)

令和 5 年 3 月 30 日付 4 西監第 207 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>記録媒体の取扱いについて、西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順では、接続が許可された記録媒体について、記録媒体の種類、名称及び保管場所などを記録し、管理、更新すること、記録媒体を使用する際は、使用日時及び使用者名などを記録すること、未使用時には記録媒体内にデータがないようにすることを定めているが、管理台帳、使用記録簿に記載していないもの、記録媒体内のデータが消去されていないものが見受けられた。</p> <p>手順にのっとり適正な管理を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>記録媒体の取扱いについて、課内で情報共有し、西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順について確認した。また、今回指摘を受けた管理台帳、使用記録簿への記載、記録媒体内のデータの消去について、周知・徹底した。</p>